

電気用品安全法の技術基準解釈通達の一部改正（電気ストーブ）

○電気ストーブについて、震災時の電気火災対策として、転倒時消火装置の搭載の義務付ける改正を行う。

1. 本改正の背景

- ① 首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月）では、「電熱器具等の安全装置付機器の販売割合を100%にすることを旨とする。」とされている。
- ① 工業会加盟メーカーは平成8年から順次自主的に、電気ストーブに転倒時OFF装置を搭載してきているが、近年、工業会非加盟企業による輸入品が増加傾向にあり、転倒時消火装置の未対策製品が流通してしまう可能性がある。
- ② このため、電安法基準を改正し、転倒時消火装置の搭載の義務づけを行うもの。

2. 改正の概要

技術基準省令解釈通達の別表第8の2(1)の構造の項に、次の要求事項を追加する。

- 転倒している状態では、通電しない構造であること。
- 地震時の落下物でONにならないような構造であること。

3. スケジュール

改正・施行：平成29年7月3日

ただし、この通達の施行の日から1年間は、なお従前の例によることができる。